

重要事項説明書

もみの木居宅介護支援事業所

居宅介護支援 重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供する事業者（法人）の概要

事業者名	合同会社もみの木
所在地	岩手県盛岡市桜台2丁目21番20号
連絡先	080-9338-3220
代表者	佐藤豊子

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	もみの木居宅介護支援事業所
所在地	岩手県盛岡市本町通3丁目6-1 アメニティハイツ本町210
連絡先	電話番号 019-681-4117 FAX 番号 019-681-4118
事業所番号	0370108136
管理者	佐藤豊子

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるようにします。 提供される居宅サービスが特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日
営 業 時 間	午前 9 時～午後 5 時 3 0 分

※祝日・お盆（8/13～8/15）・年末年始（12/30～1/3）は休み

（４） 職員体制

管 理 者	佐藤 豊子
-------	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名 (介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 名 (管理者と兼務)

（５） サービスを提供する実施地域

盛岡市、矢巾町、滝沢市、雫石町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

3 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

（１） 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等につ

	いて話し合います。
モニタリング	少なくとも 1 月に 1 回は居宅を訪問し利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 以下の条件に当てはまる場合は、2 月に 1 回の居宅訪問が可能となります。 ・テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ること。 ・サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 ①利用者の心身の状態が安定していること。 ②利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。 ③テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、岩手県国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

（２）当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。

- ア 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- イ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- ウ 利用者又は家族が、事業者や職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（ハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）、カスタマーハラスメント（利用者やその他の家族等から受ける顧客等からの著しい迷惑行為）を行い、その状態が改善されない場合。

以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

4 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費（Ⅰ）

取り扱い件数区分	料 金(単位数／月)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費(ⅰ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	1,086単位 (10,860円)	1,411単位 (14,110円)
居宅介護支援費(ⅱ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件以上60件未満	544単位 (5,440円)	744単位 (7,440円)
居宅介護支援(ⅲ) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	326単位 (3,260円)	422単位 (4,220円)

加算

加 算	加算額	内 容・回 数 等
初 回 加 算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	入院した翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 退院・退所加算（Ⅲ）	7,500円 9,000円	（Ⅰ）イ 連携1回 （Ⅰ）ロ 連携1回（カンファレンス参加による） （Ⅱ）イ 連携2回以上 （Ⅱ）ロ 連携2回（内1回以上カンファレンス参加） （Ⅲ） 連携3回以上（内1回以上カンファレンス参加）
通院時情報連携加算	500円	病院等で医師等の診察を受ける利用者に同席し、医師等に情報提供等を行った場合（一月につき）
特定事業所加算（Ⅰ） 特定事業所加算（Ⅱ） 特定事業所加算（Ⅲ） 特定事業所加算（A）	5,190円 4,210円 3,230円 1,250円	「利用者に関する情報またはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定している厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	在宅で死亡した利用者に対し、24時間連絡体制を整備しカンファレンスを行いサービス等の利用調整を行った場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行い、サービス等の利用調整を行った場合（一月に2回を限度）

5 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項

- （１） 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由についていつでも説明を求めることができます。
- （２） 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （３） 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、認定期間が満了する30日前には手続きできるよう必要な援助を行います。
- （４） 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支

援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

- (5) 利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
- (6) 当事業所で前6ヶ月前に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用の割合、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合については、別紙1にて掲載します。

6 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びそのご家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

7 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、利用者の家族及び関係者に連絡し、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

8 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、電話、口頭、窓口に設置した苦情受付の要望箱でも受け付けております。ご利用者及びそのご家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 佐藤 豊子 電話番号 019-681-4117

(2) 行政機関その他苦情受付機関

盛岡市介護保険課事業所指定係	電話番号 019-626-7562
矢巾町健康長寿課	電話番号 019-611-2833
滝沢市福祉部高齢者福祉課	電話番号 019-656-6521
雫石町総合福祉課・介護保険	電話番号 019-692-6476
岩手県国民健康保険団体連合会 介護課相談・苦情担当	電話番号 019-604-6700

9 ハラスメント対策の強化

当事業所の職場環境や利用者への居宅介護支援の提供において、ハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）の防止のため、指針を作成し従業者に周知・啓発、窓口を設置し、研修を定期的に行います。

11 高齢者虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備や担当者を設置し、委員会の開催や研修を定期的に行います。

12 感染症及び災害対策のための措置

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、定期的に見直しや研修、訓練を行います。また、感染症対策の強化のため、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、委員会の開催や研修、訓練を定期的に行います。

13 身体拘束防止のための措置

当事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（切迫性、非代替性及び一時性の 3 つの要件を満たすことについての具体的な内容）を記録します。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 岩手県盛岡市本町通3丁目6-1 アメニティハイツ本町 210
事業所名 もみの木居宅介護支援事業所
説明者 佐藤 豊子

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利 用 者
住 所 _____
氏 名 _____ 印

代 理 人
住 所 _____
氏 名 _____ 印

本人との続柄()